

奥州市議会運営委員会 会議録

【日 時】令和6年11月18日（月） 15:39～16:10

【場 所】奥州市役所7階 委員会室

【出席委員】小野優委員長 及川春樹委員 千葉和彦委員 小野寺満委員 高橋浩委員
千葉康弘委員 廣野富男委員 阿部加代子委員 今野裕文委員

※議長、副議長の出席はなし

【出席委員外議員】佐藤正典議員

【欠席委員】千葉敦副委員長

【事務局】鈴木事務局長 菊池事務局次長 佐藤事務局副主幹

【次 第】

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 奥州市議会基本条例の検証について
 - (2) その他
- 4 その他
 - (1) 今後の予定について
 - (2) その他
- 5 閉会

【概 要】

1 開会

○委員長（小野優君） これから議会運営委員会を開催します。

2 委員長挨拶

○委員長（小野優君） 全員協議会に引き続き、千葉敦副委員長は、欠席です。

3 協議事項

(1) 奥州市議会基本条例の検証について

○委員長（小野優君） 早速、協議事項に入ります。奥州市議会基本条例の検証についてです。
事務局お願いします。

佐藤副主幹。

○事務局（佐藤副主幹） 前回に引き続き、検証の作業を進めます。

本日もタブレットに、条文の一覧表を保存しています。

11月5日に大項目1の(1)、(2)は議題としましたので、次は順番では1の(3)なのですが、今日はそこを飛ばしまして、大項目2の議員の公平性・透明性、中項目(1)のルール順守と公平性・透

明性の確保についての3項目を議題とさせていただきます。

個票ですが、条文では、第3条第3号、議員活動の原則ということになります。

ご承知のとおり、基本条例第2条に議会活動の原則があり、議会全体の活動の原則がそちらにあります。第3条は、議員の活動原則ということで、議員個人の活動原則ということで掲げられていることが1つのポイントと捉えています。

条文は、第3条第3号、個別的又は地域的な事案の解決だけでなく、市民全体の福利の向上を目指して活動すること、となっています。

検証内容は、議員は、個別事案や地域事案のみならず、市全体の代表として活動していますか。

取組実績は、前回もそうだったんですが、議員個々の活動内容に関する条文であり、実績は省略する内容になっています。

この条文の「福利の向上」の部分について、これは、条例の策定段階で大分議論があり、個票の3ページ目の下の方に参考事項として前回検証の経緯で掲載したんですが、条文中の「福利の向上」については、普通は「福祉」という文言を使うが、条例策定当時、議員と議論しながら言葉を選んだということであり、同様の文言が前文にもあることから、前文の議論をする際に改めて協議することとされ、結果的に、先進事例において多く「福利」とうたった条例が存在したことから、改めて改正しないこととした経緯が残っていますので、一応ここはちょっと疑問に思う部分かなと思いましたので、触れさせていただきました。

2ページ目、段階評価は、各党派さんの状況を前回同様、記載しています。

奥和会さんからはオール奥州の議員であることを自覚し議員活動を行っているが、一部の議員発言において、持論の展開に固執する場合がある。奥州みらいさんからは、多様な意見を市政に反映する努力をしている。新奥会さんからは個別事案や地域事案にこだわる議員が一定数おり、全体の意思として反映していない場合がある、という意見があり、それぞれ、A、B又はCの段階評価ということで、これを前回同様、数値に置き換えて平均し、端数を切り捨てて再びアルファベットに戻しますと、B評価になります。

管理評価は、奥和会さんは条文の見直しは必要なしとして4、公明党さんからも一般質問、議案審議、委員会等積極的に発言してきたということで4、日本共産党さんからも党派としては努力しているということで4、奥州みらいさんからは意見を市政に生かす努力が必要として3、新奥会さんが今後必要な取組に書かれている部分になると思いますが3の評価ということで、4と3が混在しています。

端数切捨てとなりますと、この場合はどうしても3の評価になるというものです。

従いまして、条文の改正としては不要とチェックがありますけれども、やはり今後必要な取組として改める部分が必要だということで、奥和会さんから特にはないということではありますが、奥州みらいさんからは議員は不断の研鑽に努め活動していく、ワールドカフェとは別に、地域と議会との話し合いを持つべきである。新奥会さんからは、個別事案や地域事案にこだわる議員が一定数おり、全体の意思として反映していない場合がある。公共施設等の場合が多く、繰り返し質問は避けるように指導すべき。公明党さんからは、さらに福祉について勉強を重ね、先進地視察等調査活動を行い、議員の資質向上に努める、という取組の内容が出されています。

先進事例は、大阪市で今年3月に議会基本条例が制定されており載せています。

私からは以上です。

○委員長（小野優君） では、第3条(3)に関して検証を行って参ります。

事務局から説明があったとおり、会派で均すと、段階評価B、管理評価3ということでした。

指摘されている内容は説明のあったとおりですが、数値の部分で均して評価がいろいろ変わったとしてもやはり、Bと3に落ち着くのではないかと思います。議会運営委員会の評価をこのように段階評価B、管理評価3としてよろしいか、もしご異議あるようでしたら、ご発言お願いいたします。

なければ、評価をこのように確定させたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

今後必要な取組の部分は、他の今回の検証と混ざった部分がありましたけれども、他の(1)、(2)の部分もありますので、挙げられた部分をもう少し精査したいなというところもあるんですけども、奥州みらいさんの議員の活動原則というところで今やってきている中で今後必要な取組としてワールドカフェとは別に、地域と議会との話し合いを持つべきというところだったので、こちら例えば、前回やりましたけれども市民と議員との関係とか、広聴広報の部分を今後の取組で改めて考えていく際にそこにちょっと移行して、その地域との話し合いの機会があった方がいいかっていうところを、次の段階としてこの部分じゃなくて、終わった条項ですけれども改めて議論したいなと思うんですけども、奥州みらいさん、いかがお考えでしょうか。

今日で、ここで議論するというよりも。

阿部委員。

○22番（阿部加代子君） この項目は、議員としての活動のところなので、議会ではないので、そこをよろしく願いしたいと思います。

○委員長（小野優君） ということで、ここは、そのように進めさせていただきます。

まず、評価に関しては、ここは、段階評価B、管理評価3で確定させていただきます。

次の個票をお願いします。

佐藤副主幹。

○事務局（佐藤副主幹） 続きまして、第10条第1項、政務活動費の適正執行です。

前回、第10条第2項で議論をさせていただいたんですが、今回は、その第1項になります。条文は、政務活動費は、議員が政策立案、政策提言等を行うための調査研究その他の活動に資するために交付されるものであり、別に条例で定めるところにより適正に執行しなければならない、です。

検証内容は、①、議員は、政務活動費を活用した調査研究により、政策立案、政策提言等を行っていますか。②、議員は、政務活動費を「奥州市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、適正に執行していますか、というものです。

取組実績は、前回の内容にこの4年間の内容を若干付け加えて、記入したものです。

触れますと、(1)の③、令和3年から現在までで前回も触れましたが、令和4年4月及び令和5年4月に政務活動費の手引きを現状に合うよう内容を見直して取組を進めてきている状況です。

(2)政務活動費の公開状況、これは、市議会だよりにQRコードを付して、アクセスを容易にし

ていることは前回も触れた部分です。

(3) 政務活動費の情報公開請求の状況、これも書かれている部分ですけれども、前回まで公表が十分でなかった影響があったためか情報公開請求がされていた経緯ですが、ホームページで公表するようになってからは、情報公開請求はないという状況です。

次のページ、各会派さんからの段階評価です。

奥和会さん、奥州みらいさん、新奥会さん、公明党さんはA評価ということで、奥和会さんは、議会事務局職員によるチェックにより、適正に運用している。奥州みらいさんは、政務活動費が調査、研究、視察と議員活動に生かされている。新奥会さんは、消耗品や汎用品の扱いについて不明点もあるとしながらもA評価といただいています。日本共産党さんからは、政策立案という次元まで進めていないということでC評価といただいています。

Aの会派さんが多いのですが、平均を取りますと、B評価となります。

管理評価は、奥和会さんから条文の見直しは必要なし、奥州みらいさんからは政務活動費が政策提言力に生かされている、日本共産党さんからは今後必要な取組へということで書かれておりますが4の評価、公明党さんからも4評価といただいています。新奥会さんからは、今後必要な取組に書かれている内容を受けてということだと思いますが、3評価ということです。

端数切捨てでこちらも3評価、条文改正は必要ないが取組内容の見直しが必要という評価となります。

従いまして条文の改正は不要とチェックしています。

今後必要な取組は、奥和会さんは、引き続き適正な取組が必要である。奥州みらいさんからは、政務活動費が政策提言や一般質問に生かされ、結果的に市民福祉につながる。活動費の使途と成果を公開していく。日本共産党さんからは、広報活動で消えている。新奥会さんからは、適正執行、使途公開をしているが、活動量が増えると自己負担額も増え、結果的に政務活動としては制限される。金額については、検討が必要というご指摘をいただいております。

先進事例として、令和6年3月に甲斐市さん、五條市さんが制定した事例もありますので、これは単純に転記ですが、こういった条文の事例もあるということで挙げたものです。

奥州市を見ますと、別に条例で定めるとなっており、参考事項の欄です。

奥州市議会政務活動費の交付に関する条例、第1条から第10条までの条文で構成されています。改正は、従前、条例第6条で規定されていた政務活動費収支報告書の様式は、令和5年の条例改正により、規則の規定に改められたという内容です。

この部分については、どこまで議論するかによって議論の浅い深いが変わってくる部分もあるかと思いますがその辺も含めてご意見が出される部分なのかなと考えています。

事務局から以上です。

○委員長（小野優君） 説明ありがとうございました。

段階評価B、管理評価3で、会派の声を均した数値がこのようになっていました。

段階評価において日本共産党さんの評価、それから管理評価における新奥会の評価の部分は、理由のところを読んでいきますと、金額の部分なのかなと読んでいて思ったところです。

それでまず、今回は、金額に関しては多いか少ないかの議論もどこかではしなければいけないとは思いますが、まず今日は、基本条例の評価という部分で、焦点を絞ってこの後判断してい

きたいと思いますし、政務活動費の金額に関しては、今日も市政調査会全体会で報酬の話もありましたが、報酬の話の議論が落ち着くところを見て、改めて、政務活動費の金額に関しては別のタイミングで議論をするべきかなと思うんですけども。

まずは、今回、金額の多寡を抜きにした検証ということで、議論を進めたいと思うんですけども、この点皆さんよろしいでしょうか。

阿部委員。

○22番（阿部加代子君） この第10条の政務活動費なんですけれども、議員が政策立案、政策提言等を行うための調査研究その他の活動に資するため交付されるものであり、とあるんですけども、その使い方は会派、それから議員個々で違ってくると思うんですけども、共産党さんみたいに広報に力を入れていらっしゃるところはもうそれだけで、政策立案とか提言とか、その調査研究までにいかないというところは多分足りないんだと思います。

公明党は2人なんですけれども、私たちでも意見が違うんです。私はいらないで、飯坂さんは少ないというように。やっぱりいつかは、政務活動費は金額についても、在り方についても、議論しなければならないかなとは思いますが。

○委員長（小野優君） 他にご意見等ありますでしょうか。

今野委員。

○27番（今野裕文君） 今野です。誤解を避けたいので、段階評価がCになっている理由は、私たちが政務活動費を政策提言のために使うっていう問題意識がなかった、というか、結局、年4回の定例会に合わせて、いろいろ、個人のお金も使ってやっているんですけども、政務活動費を充てられる部分は充てているということなので、これは私たちの評価であって、奥州市議会全体の評価と捉えないでほしいということを。会派だけの検討でしたので、そういう視野での検討でしたので補足しておきたいと思います。

○委員長（小野優君） ありがとうございます。そうしますと、まず、この適正執行については、変な使い方もしていないし、公開するところは公開していますよっていう部分の評価はおそらく、皆さん一緒だと思うので、となれば、段階評価A、管理評価4ということで、議運として判断してもいいのかなと思うんですけども、ご異議ありますでしょうか。

< 「異議なし」との声あり >

ありがとうございます。

では、議運としての評価は、段階評価A、管理評価4としたいと思います。

では、もう1つ、次の個票をお願いします。

佐藤副主幹。

○事務局（佐藤副主幹） 本日準備した資料の最後です。第16条、議員の政治倫理です。

条文は、第16条、議員は、市民全体の奉仕者として、政治倫理及び人格の向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。第2項、議員は、市民の代表者として、その品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない、です。

検証内容は、資料に書かれているとおりです。

取組実績は、この4年間を見ますと、まず、新人議員研修会を令和4年4月8日に、政治倫理

に特化した内容ではないですが、法令遵守の部分等の研修を受けているということが1つ研修会ということになると思います。

(2)で、具体的に市議会政治倫理条例の制定に向けた取組が、令和5年2月に市政調査会研修会でハラスメント映像・なり手不足実態の研修を受けたことが1つのきっかけだったと。その後、3月に政治倫理基準に関する議員間討議を青森大学の佐藤先生を招いての研修会、6月には政治倫理条例に関するサウンドカード体験会、そして、9月に入りまして政治倫理条例の検討の一番のスタートだと思っていますけれども、スケジュールや近隣自治体の条例制定の状況、条例内容の協議が行われた経緯です。

以後、10月、11月、それから、今年に入り、条例の会派照会が行われていますし、大分省略していますけれども、今年2月から現在までは条例研究で、市としての条例をどのような形にするのかということを、議会運営委員会で話し合いをして現在に至っています。

次のページ、段階評価は、奥和会さんは、条文趣旨によりまして議員活動を行っているとしてA評価、奥州みらいさんは、市民から疑惑を持たれない行動と法令を順守しているとしてA評価、日本共産党さんは特に記述はなかったですがB評価、公明党さんも同じくB評価、新奥会さんからは自己評価では意味がないのではないかという意見はありましたがA評価と出されています。

平均して端数切捨てをして、段階評価は、B評価と記述しています。

管理評価は、奥和会さんからは条文の見直しは必要なし、奥州みらいさんからは公正に議員活動をしている、日本共産党さんからは特に記述はありませんでしたけれども、それぞれ4。新奥会さんからは、最終的には選挙の際に議員としての評価が下されるのではと4の評価と出されています。公明党さんは2評価で、ちょっとすみませんここは内容をお知らせいただく部分と考えておりますけれども、平均を取りますと条例改正はいらないけれども取組内容の見直しが必要という3の評価になるということです。

この部分、条文改正は不要と事務局で付けたのは、今後必要な取組の部分に、公明党さんから、倫理条例ができれば条文もいらないのではという意見が出されて、ここは確かに今後奥州市で作る条例の内容によっては、基本条例への影響もあるのではというのは意識しなければならない部分だと思います。ただ、現在考えている倫理条例案では、議会基本条例第16条を1番の基本にして、具体的な部分、細かい部分を定める条例として倫理条例を作るという位置付けと考えていますので、今事務局で総務課と協議を進める中においては、基本条例の変更までは加えなくてもいいのではないかと、基本条例の条文をそのまま残して倫理条例を新たに作るという方向で考えているところですので、事務局案として不要と付けた内容になっております。

今後の必要な取組の部分ですが、奥和会さんからは特にありませんでした。奥州みらいさんからは常に政治倫理に意識を持ち行動していくと、新奥会さんからは政治倫理条例に基づいて議員自身が学習していくべき、公明党さんからは先ほどあったとおりの内容で出されたということです。それから、先進事例は前回と変更はないのでそのままですし、参考事項はこれまでも出てきていましたけれども、こちら掲げている政治倫理に関する条例を作っている自治体がありますので、そちらを参考にして市の条例案を検討して今に至っているという状況で載せたものです。

以上です。

○委員長（小野優君）　ありがとうございます。

という部分で、阿部委員、お願いします。

○22番（阿部加代子君） 公明党ですが、基本条例を作ったときに、倫理条例までちょっと作れなくて、基本条例を作ったあとの宿題的というか、課題というか倫理条例はそのあとで検討してもらいたいということがうまく多分伝わらず、ここまで来てしまったのかなと思います。

基本条例を作ったときに本来は、倫理条例もついている話もあったんですけども、なかなかできなくて、まず基本条例をと。そのあとで宿題にしていたのがなかなかできなかったかなというところがあります。

倫理条例っていうのは、基本条例があつてそのぶら下がりですか、それとも同格ですか。どうなんですか、その辺がよくわかりません。

○委員長（小野優君） おそらくそこがポイントになるのかなと思うので、いわゆる法的な位置付けといいますか、そこをちょっともう少し説明をお願いします。

佐藤副主幹。

○事務局（佐藤副主幹） 市長部局でも自治基本条例に基づいて他の条例もあるという形だと捉えていますので、議会の方では、市長部局の自治基本条例に当たるものが議会基本条例になります。奥州市議会議員の活動原則を定めているのが議会基本条例ですので、議会基本条例が一番上の条例になるというものです。ただ、条例は、それぞれどちらも条例ですので、その意味では横並びになりますが、議会基本条例を超える条例、ぶつかるようなといいますか、相反する条例は当然作れないというような考え方になります。

○委員長（小野優君） 阿部委員。

○22番（阿部加代子君） 阿部です。

議会基本条例を作ったときに政治倫理に関しては最低限のとこだけにしようということで作らせていただいていたので、詳しくはやはり、倫理条例でということになると思います。よろしくをお願いします。

○委員長（小野優君） そうしますとこの今回の評価として、倫理条例ができるからこの条文いらないんじゃないかという部分に関しては、まず残した上でというところで。

はい、ありがとうございます。

そうしますと、評価に関して、管理評価は、そうであれば4ということにさせていただくので、段階評価B、それから管理評価4ということで、議運の判断とさせていただきたいと思いますが、ご異議ありますでしょうか。

＜ 「異議なし」との声あり ＞

○委員長（小野優君） ありがとうございます。では、このように判断させていただきます。

今日のところはこの3つが検証作業の対象となっておりましたので、協議事項の検証については以上とさせていただきます。

（2）その他

○委員長（小野優君） 協議事項のその他で何か皆さんお持ちでしたでしょうか。

阿部委員。

○22番（阿部加代子君） →事情により、1月29日に議運視察が実施された場合は参加できず、

翌日からの参加になる旨、話あり。

○委員長（小野優君） 協議事項はここで終了します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### 4 その他

##### (1) 今後の予定について

○委員長（小野優君） その他、今後の予定について事務局お願いします。

佐藤副主幹。

○事務局（佐藤副主幹） 次回予定 11月26日10時から。予定議題は資料のとおり。

○委員長（小野優君） 次回の委員会について来週もよろしくお願いします。

##### (2) その他

○委員長（小野優君） それ以外のその他について、事務局長。

○鈴木事務局長 →11月29日の滝沢市議会との研修会について案内あり。

○委員長（小野優君） この件についてよろしく願いいたします。

#### 5 閉会

○委員長（小野優君） 長時間にわたりお疲れ様でした。以上で議会運営委員会を終了します。